

延岡市婚活支援事業補助金募集要項

1 事業の趣旨

少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、独身男女に出会いと交流の場を提供し、地域の結婚支援体制の充実に寄与することを目的として、延岡市婚活支援事業補助金を交付します。

2 補助対象団体

補助の対象となる事業を実施する団体（以下「団体」という。）は、市内に拠点等を置く5人以上で構成された団体で市長が適当と認める団体とします。ただし、営利を目的とする団体、若しくは政治活動、選挙活動又は宗教活動を主たる目的とする団体、公益を害するおそれのある団体は対象としません。

3 補助事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、独身男女を対象とした健全な出会いと交流の場を提供する事業、結婚へのきっかけづくりを支援する事業又は異性とのコミュニケーション能力の向上等に資する事業であって、市長が適当と認めるものであり、次の要件をすべて満たす事業とします。（ただし、やむを得ない理由があると認められる場合はこの限りではありません。）

- (1) 参加者は、男女ともに独身かつ18歳以上であること。
- (2) 参加者の総数は、10人以上であること。
- (3) 参加者は、同一事業所等の従業員のみを対象としていないこと。
- (4) 参加者の男女の比率は、男女ともに参加者の10分の3以上であること。（※異性とのコミュニケーション能力の向上等に資する事業はこの限りではありません。）
- (5) 参加者の過半数が、市内在住者又は市内に勤務する者であること。
- (6) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえた適正な額であること。
- (7) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (8) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する行為を行わないこと。
- (9) 市内の施設等を会場とすること。
- (10) 事業期間が単年度内であること。

4 対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に必要な経費であり、かつ、補助の申請を行った年度内に支払いを完了した経費とします。

経費区分	内 容
報償費	司会者・講師謝礼等
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品等（参加者への記念品、飲食に係るもの等を除く。）
燃料費	ガソリン代、灯油代等
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料等の印刷、コピー代等
食糧費	交流会等の食糧費のみを対象とし、上限は1人1,000円以内（アルコール類に係る経費は対象外です。）
通信費	郵便料、電話料等
広告料	新聞、テレビ、ラジオの広告宣伝料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等
原材料費	事業の実施に必要な原材料
その他	市長が必要と認める経費

5 補助金の額等

(1) 補助額及び限度額

補助金の額は次のA、B、Cの額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のうち最も低い額とし、15万円を限度に予算の範囲内で交付します。

A 参加者1人につき2,000円を乗じた額と広告料等（集客を目的とする広告料並びにチラシ及びポスターを制作するための印刷製本費）に2分の1を乗じて得た上限を50,000円とする額の合計額 参加者〇〇人×2,000円+広告料等

B 補助対象経費の合計額 上記4を参照ください。

C 事業経費の総額から当該補助金並びに繰越金以外の収入額（他の補助金や参加者から徴収する参加料、企業等協賛金、広告料収入等の合計額）を差し引いた額

【例】経費総額1,000,000円で事業を実施し、繰越金50,000円、参加料500,000円、協賛金200,000円、広告料収入150,000円の収入があった場合。

補助金の額=1,000,000円-(500,000円+200,000円+150,000円)=150,000円

ただし、次の事業を実施する場合は、上記Aの1人あたりの金額を3,000円とします（補助金額の算定方法、限度額は同じ）。

- ① 本市の農業、林業、水産業又は地場産業の体験を含む事業
- ② 本市の特産物を素材とする料理教室等を含む事業

③ 本市の自然環境を満喫できるアウトドア体験を含む事業

④ 本市の観光資源をめぐるツアー等を含む事業

(2) 補助金の概算払い

補助金の支払交付決定後に、交付決定額の8割以内の額を概算払により交付することができます。

6 事業の審査及び選定

(1) 審査選定手順

補助金交付申請があった場合、市が企画内容や団体の活動内容等について書類審査を行った後に、予算の範囲内で補助対象事業として採択します。

(2) 審査基準

申請のあった事業については、次の選定基準を参考にしつつ選定します。

選定基準	内 容
事業内容	○男女の健全な出会いの機会を提供し、結婚へのきっかけづくりとなる事業であるか。 ○継続性・発展性が見込まれる事業であるか。 ○単なる食事会ではなく、農業体験や料理教室など地域の特色を生かし、参加者の交流を促進する工夫が見られるか。 ○オリジナリティが感じられる事業であるか。
団体の資質	○団体運営の透明性や自主性、事業の実施能力が認められるか。
事業計画等の妥当性	○事業に計画性と実現性が認められるか。 ○事業の目的、内容等に対する経費の使途、積算に、整合性と妥当性が認められるか。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、補助金交付申請書等の提出書類の受理後 10 日を目安に通知します。

7 応募方法

(1) 提出書類

次の書類を市に各 1 部提出してください。

- ① 補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）
- ② 延岡市婚活支援事業補助金 事業計画書（様式第 1 号）
- ③ 延岡市婚活支援事業補助金 収支予算書（様式第 2 号）
- ④ 延岡市婚活支援事業補助金 申請団体概要書（様式第 3 号）
- ⑤ 誓約書（様式第 4 号）

※パソコン等で作成する場合は、電子データも提出してください。また、事業の内容を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 応募期間

各年度4月1日から翌年2月28日までの期間

※市の予算の範囲内での補助になるため、応募を早めに切り上げることがあります。

(3) 提出先

延岡市総合政策部 地域政策課

【メールアドレス】chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

8 実績報告

補助決定団体は、事業が完了したときは、20日以内に市に次の書類を提出してください。

- (1) 補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (2) 事業実績書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し及び記録写真

9 その他留意事項

- (1) 補助金の交付申請時に提出された事業計画書の内容が、やむを得ないと認められる理由もなく実施されない場合、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (2) 補助金の額の確定後、概算払いにより交付した補助金の額に残額が生じた場合は、市へ返還する必要があります。
- (3) 本事業の成果・効果を検証するため、事業終了後に、取組の実績等について問い合わせを行うことがあります。
- (4) 提出された書類・電子データは返却いたしません。